

日本国憲法制定経過

平成 25 年 9 月 17 日

1918 年 1 月 8 日	ウィルソン 14 原則
1918 年 11 月 11 日	ドイツとの休戦の締結
1918 年 11 月 13 日	ハンガリーとの休戦協定（ハンガリーの内部行政には干渉しない）
1941 年 1 月 6 日	ルーズベルト大統領の「四つの自由」に関する議会教書（①言論・表現の自由、②信仰の自由、③欠乏からの自由、④恐怖からの自由）
1941 年 8 月 14 日	大西洋憲章（英米共同宣言、①民族自決の原則、②自由民主制度確立の原則、③侵略国非軍事化の原則）
1941 年 9 月 24 日	大西洋憲章にソ連邦その他の諸国も参加。
1942 年 11 月	国務省で日本の戦後処理政策案の研究に着手。
1943 年 1 月 24 日	カサブランカ会談（ルーズベルト大統領とチャーチル首相、無条件降伏方式の宣言）
1943 年 9 月 3 日	米英両国とイタリアとの第一次休戦協定
1943 年 11 月 1 日	モスクワ共同宣言（米英ソ華の四国）
1943 年 11 月 28 日	カイロ宣言（米英華三国）
1943 年 12 月 1 日	テヘラン会談（ルーズベルト大統領とスターリン首相）
1943 年 12 月 31 日	モロトフ外相とハリマン大使との会談
1944 年 2 月 18 日	陸軍省民生部及び海軍省占領地域課は日本及び朝鮮の占領から生ずるであろう基本問題を提示。
1944 年 3 月 13 日	国務省内 11 部局間極東地域委員会が対日共同管理の構想を政策決定。
1944 年 5 月 15 日	国務省に極東地域委員会を設けて回答を作成し、戦後政策委員会の説明書を付して陸・海軍に送付。
1944 年 9 月 12 日	ルーマニア休戦協定
1944 年 9 月 19 日	フィンランド休戦協定
1944 年 10 月 28 日	ブルガリア休戦協定
1944 年 12 月 19 日	国務・陸軍・海軍三省調整委員会が初会合
1945 年 1 月 20 日	ハンガリー休戦協定
1945 年 4 月 12 日	ルーズベルト大統領が死去
1945 年 5 月 8 日	ドイツの無条件降伏
1945 年 5 月 28 日	グルーが宣言案をトルーマン大統領に提出。
1945 年 7 月 2 日	スチムソン陸軍長官からトルーマン大統領に「対日計画案」及び宣言案を提出。
1945 年 7 月 16 日	原子爆弾実験成功
1945 年 7 月 26 日	ポツダム宣言の発出
1945 年 7 月 28 日	鈴木首相が記者会見において、ポツダム宣言について、「ただ黙殺するだけ」と答えた。
1945 年 8 月 6 日	広島へ原爆投下。
1945 年 8 月 8 日	ソ連邦の対日参戦。
1945 年 8 月 10 日	日本政府が御前会議でポツダム宣言受諾を決定し、申し入れ。

1945 年 8 月 11 日	連合国の回答
1945 年 8 月 14 日	御前会議においてポツダム宣言の最終的な受諾を決定。 連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの任命
1945 年 8 月 17 日	東久邇宮内閣が発足。
1945 年 8 月 18 日	国務・陸軍・海軍三省調整委員会が「日本の敗北後における本土占領軍の国家的構成」を政策決定。
1945 年 8 月 30 日	マッカーサー元帥が厚木に到着。
1945 年 8 月 29 日	マッカーサーへ「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針」を通達。
1945 年 9 月 2 日	降伏文書の調印。
1945 年 9 月 6 日	「連合軍最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達」。
1945 年 9 月 17 日	総司令部の東京移転。
1945 年 9 月 18 日	法制局第一部長入江俊郎が「終戦ト憲法」という文書を提出。
1945 年 9 月 21 日	朝日新聞が憲法改正問題が取り上げられるべきであると指摘。
1945 年 9 月 23 日	ジャスティン・ウィリアムズが厚木基地に到着した。
1945 年 10 月 2 日	総司令部に民政局が設置される。
1945 年 10 月 4 日	近衛文麿がマッカーサーと会見し、憲法改正を示唆される。 「自由の指令」により共産党が合法政党として活動を開始。
1945 年 10 月 5 日	東久邇宮内閣が総辞職。
1945 年 10 月 8 日	近衛公、高木八尺博士、松本重治、牛場友彦がアチソン大使と会見し、12 項目の改正点を示唆される。 近衛公が木戸内大臣に憲法改正問題に関する総司令部側の意向を伝える。
1945 年 10 月 9 日	幣原喜重郎内閣が成立。
1945 年 10 月 11 日	近衛公が、内大臣府御用掛に任命され憲法改正調査の勅命を受けた。 マッカーサーが幣原首相に憲法改正の必要を示唆し、婦人の解放、労働組合の制度、教育制度の改革、検察・警察制度の改革、経済機構の民主主義化の五項目を要求。
1945 年 10 月 13 日	幣原首相及び松本烝治国務大臣は近衛公と会見して、憲法改正は内閣が責任をもって行おうと意見を述べた。 松本烝治国務大臣を委員長にした憲法問題調査委員会を閣議了解で設置。
1945 年 10 月 16 日	宮澤俊義教授が毎日新聞で内大臣府の調査に反対の主張をした。
1945 年 10 月 17 日	国務長官からアチソン大使に訓令。
1945 年 10 月 21 日	佐々木惣一博士が毎日新聞で内大臣府の調査を擁護。
1945 年 10 月 25 日	近衛公が内大臣府は草案の草案を奉答するのみと声明。
1945 年 10 月 26 日	コロンビア大学のナサニエル・ペPPER教授が近衛公の憲法改正調査を批判。
1945 年 10 月 26 日	憲法問題調査委員会第 1 回総会を開会。
1945 年 10 月 28 日	ニューヨーク・タイムズの社説が近衛公の憲法改正調査を批判。
1945 年 10 月 29 日	宮澤俊義教授が毎日新聞で憲法改正は必要でないとした。
1945 年 10 月 22 日	美濃部達吉博士が朝日新聞で憲法改正は必要でないとした。
1945 年 10 月 23 日	近衛公が AP 通信との会見で天皇の退位問題に触れたことが報道された。 幣原首相が近衛公と会見して新聞記事の訂正を要望。
1945 年 10 月 24 日	松本烝治国務大臣が近衛公と会見して新聞記事の訂正を要望。

- 1945 年 10 月 30 日 極東諮問委員会が第 1 回の会合を開いた。
- 1945 年 11 月 1 日 「日本占領及び管理のための連合國最高司令官に對する降伏後における初期の基本的指令」
総司令部が近衛公の憲法改正調査を否認する趣旨の声明を発する。
- 1945 年 11 月 2 日 社会党の結成。
- 1945 年 11 月 5 日 岩淵辰雄らの提唱で憲法研究会が設立された。
- 1945 年 11 月 9 日 自由党の結成。
- 1945 年 11 月 11 日 共産党の新憲法骨子。
- 1945 年 11 月 16 日 進歩党の結成。
- 1945 年 11 月 22 日 近衛公が近衛草案を奉答。
- 1945 年 11 月 24 日 佐々木惣一博士が「帝國憲法改正ノ必要」という文書を奉呈し御進講を行う。
内大臣府が廃止。
- 1945 年 11 月 24 日 第 89 回臨時議會召集。
- 1945 年 12 月 6 日 近衛公に對する戦争犯罪人としての逮捕命令が発せられた。
- 1945 年 12 月 8 日 松本國務大臣が衆議院予算委員会において松本四原則を発表。
- 1945 年 12 月 15 日 ウィリアム・E・クリスト將軍に代わって、コートニイ・ホイットニー准將が民政局長に就任した。
- 1945 年 12 月 16 日 近衛公は戦犯に指名され巣鴨に出頭する日の未明に自殺。
- 1945 年 12 月 18 日 第 89 議會において衆議院が解散された。
- 1945 年 12 月 19 日 「連合國の日本占領の基本的目的と連合軍によるその達成の方法に關するマッカーサー元帥の管下部隊に對する訓令」
- 1945 年 12 月 21 日 近衛公の憲法改正草案要綱なるものが毎日新聞に掲載された。
- 1945 年 12 月 27 日 モスクワ外相會議において「極東委員會及聯合國對日理事會付託條項」が公表された。
憲法研究会が憲法草案要綱を発表。
- 1945 年 12 月 28 日 高野岩三郎博士の改正憲法私案要綱。
- 1946 年 1 月 7 日 アメリカ合衆国國務・陸軍・海軍三省調整委員會（The State-War-Navy Coordinating Committee--SWNCC）は第 228 号文書「日本の統治制度の改革」（Reform of the Japanese Governmental System）を採択。
- 1946 年 1 月 11 日 SWNCC 第 228 号文書「日本の統治制度の改革」をマッカーサー元帥に送付。
- 1946 年 1 月 14 日 ホイットニーとケーディスが幣原首相を訪ねた際、向かう途中の車中でケーディスがホイットニーに日本の指導者が詔書による戦争放棄を考慮する気はないだろうかと語り、ホイットニーは戦争放棄について幣原首相に戦争放棄を考えられないかと尋ね、それが 1 月 24 日の幣原首相との会談内容についてのマッカーサー発言になったのではないかという¹。
- 1946 年 1 月 21 日 自由党の憲法改正案。

¹ ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989 年、63－64 頁。

1946 年 1 月 24 日	マッカーサーと幣原首相の会談が行われ、マッカーサーは幣原首相の方から戦争放棄を言い出したという ² 。
1946 年 1 月 30 日	閣議において松本国務大臣の「憲法改正試案」、甲案、乙案の審議が始まる。
1946 年 2 月 1 日	毎日新聞に、宮沢俊義委員が委員会の論議を整理した試案が「憲法問題調査委員会試案」として掲載された。
1946 年 2 月 3 日	マッカーサー元帥がホイトニー民政局長に 憲法改正三原則 を手交して、憲法草案の起草を命じた。民政局においては、ケーディス、ラウエル、ハッシーらが起草に当たった。
1946 年 2 月 8 日	松本国務大臣が憲法改正案要綱を総司令部に提出。
1946 年 2 月 10 日	民政局で憲法草案ができる。
1946 年 2 月 13 日	外相官邸において、総司令部側ホイトニー民政局長、デーディス大佐、ラウエル中佐及びハッシー海軍中佐、日本側吉田外務大臣、松本国務大臣、白洲終戦連絡事務局次長及び外務省長谷川通訳官で会談し、総司令部側は松本案の全面拒否を表明するとともに総司令部案（マッカーサー草案）を日本側に交付した。
1946 年 2 月 14 日	進歩党の憲法改正案。
1946 年 2 月 18 日	松本国務大臣が「憲法改正案説明補充」を総司令部に提出。
1946 年 2 月 19 日	閣議において総司令部案の概要と経過の説明が行われた。
1946 年 2 月 21 日	幣原首相とマッカーサー元帥が会談。
1946 年 2 月 22 日	閣議において総司令部の憲法草案を事実上受諾。 松本国務大臣、吉田外相及び終戦連絡事務局次長白洲次郎は総司令部でホイトニー民政局長以下と総司令部のいう「根本形態」の具体的範囲を中心として質疑応答を行った。 幣原首相が吉田外相とともに天皇に謁見したが、天皇は総司令部の草案を可とされた。
1946 年 2 月 24 日	社会党の憲法改正案。
1946 年 2 月 25 日	閣議で総司令部案の日本語翻訳が初めて閣僚に配られた。 閣議において衆議院議員総選挙を 4 月 10 日に行うことを決定した。
1946 年 2 月 26 日	閣議で総司令部の案に沿って新しい案を起草することになった。松本国務大臣が佐藤達夫法制局第一部長を助手として、入江法制次長も参画させて進めた。 極東委員会が第 1 回の会合を開いて発足。
1946 年 3 月 2 日	三月二日案として一応の案文を整えた。
1946 年 3 月 4 日	松本国務大臣、法制局佐藤第一部長、終戦連絡事務局白洲次長及び外務省の小幡薫良、長谷川元吉両係官が総司令部民政局を訪ねて、日本側草案及び説明書を日本文のまま総司令部に提出した。 午後 6 時を過ぎたころから確定草案を作成することになり、日本側から佐藤、白洲、小畑、長谷川、総司令部側からケーディス、ハッシーを中心に午後 8 時半過ぎから始まった。

² 同上 63－64 頁。

1946 年 3 月 5 日	総司令部において確定草案が出来上がり、午後 5 時 30 分にマッカーサーが承認した。 朝から閣議が開かれ、総司令部で審議済みの確定草案の部分について審議が進められ、午後 4 時ごろ閣議を中止して、幣原総理と松本国务大臣が参内し、天皇も内閣に任せるといので、この憲法草案を受諾することにして、午後 9 時 15 分に閣議を終わった。 憲法懇談会の日本国憲法草案。
1946 年 3 月 6 日	午前 9 時から閣議を開き、前文の字句の調整、首相談話の検討を行い午後 5 時に憲法改正草案要綱を発表した。
1946 年 3 月 20 日	幣原首相が枢密院議長以下顧問官全員に対し、憲法改正草案要綱発表の経過について報告を行った。
1946 年 4 月 2 日	法制局側と民政局側とで、衆議院の優越、衆議院解散中の応急措置、表現の自由に対する規制などの問題について会談した。
1946 年 4 月 10 日	衆議院総選挙を施行。
1946 年 4 月 17 日	憲法改正草案を発表。 憲法改正草案は枢密院官制により枢密院に下付された。
1946 年 4 月 22 日	幣原内閣が辞表を奉呈。 枢密院が審査委員会を開いて、憲法改正草案の審査を開始。
1946 年 5 月 22 日	吉田内閣が成立。
1946 年 5 月 27 日	枢密院に「助言と承認」を含む若干の修正を加えた憲法改正草案が諮詢された。
1946 年 5 月 27 日	枢密院の審査委員会が審査を再開。
1946 年 6 月 8 日	枢密院において憲法改正草案を可決。
1946 年 6 月 19 日	松本国务大臣の退任に伴い元法制局長官金森徳次郎を憲法関係の担任大臣に起用した。
1946 年 6 月 20 日	第 90 回帝国議会が開会された。 帝国憲法改正案が勅書をもって衆議院に提出された。
1946 年 6 月 21 日	マッカーサーは「議会における討議の三原則」を発表した。 貴衆両院において吉田首相が施政方針演説をし、憲法改正に触れる。
1946 年 6 月 25 日	憲法改正案が衆議院本会議に上程され、吉田首相の提案理由の説明の後、質疑が行われた（28 日まで質疑が行われた）。
1946 年 6 月 28 日	芦田均議員を委員長とする委員 72 人よりなる憲法改正案特別委員会が設置された。
1946 年 7 月 1 日	特別委員会が審査を開始。
1946 年 7 月 23 日	特別委員会の質疑が一応終わり、修正案準備のための小委員会を設置。
1946 年 7 月 25 日	小委員会が以後 10 数回にわたり修正について非公開の懇談を重ねる。
1946 年 8 月 21 日	特別委員会で採決が行われ、帝国憲法改正案は修正議決された。
1946 年 8 月 24 日	衆議院本会議において帝国憲法改正案を投票総数 429 票、賛成 421 票、反対 8 票で三分の二以上による多数で委員長報告のとおり修正議決し、貴族院に送付した。
1946 年 8 月 26 日	憲法改正案が貴族院本会議に上程され、吉田首相の提案理由の説明の後、5 日にわたって質疑が行われた。

1946 年 8 月 30 日	安倍能成議員を委員長とする委員 45 人よりなる帝国憲法改正案特別委員会に付託された。
1946 年 9 月 2 日	帝国憲法改正案特別委員会が審査に入った。
1946 年 9 月 25 日	極東委員会のメンバーが憲法草案に関する見解を表明し、ソビエト代表は反対、その他の委員すべては、少なくとも条件付きで承認した。
1946 年 9 月 28 日	修正のための小委員会を設置し、橋本実斐委員を小委員長とする 15 人の小委員を指名した。
1946 年 10 月 2 日	小委員会の議事は秘密懇談の形で、4 回開かれて。
1946 年 10 月 3 日	帝国憲法改正案特別委員会で小委員長の報告の後、帝国憲法改正案を修正議決した。
1946 年 10 月 5 日	憲法改正案を貴族院本会議に上程、審議を行う。
1946 年 10 月 6 日	貴族院本会議において帝国憲法改正案を委員長報告のとおり修正議決した。 憲法改正案は直ちに衆議院に回付された。
1946 年 10 月 7 日	衆議院本会議において 5 名の反対者を除く圧倒的多数をもって、貴族院修正のとおり可決。
1946 年 10 月 12 日	枢密院に「帝国議会において修正を加えた帝国憲法改正案」が諮問された。
1946 年 10 月 19 日	枢密院で審査委員会が開かれた。
1946 年 10 月 21 日	枢密院審査委員会において可決されてしかるべき旨全会一致をもって議決した。
1946 年 10 月 29 日	枢密院において全会一致で可決されて、憲法改正は成立した。
1946 年 11 月 3 日	日本国憲法が公布された。貴族院の議場に貴衆両院議員、閣僚その他が参集、天皇親臨の下に公布の式典が行われた。
1947 年 7 月 26 日	国務・陸軍・海軍三省調整委員会が国家・陸・海・空調整委員会に改称。
1947 年 12 月 9 日	過度経済力集中排除法案の審議で時間切れとなりそうになったため、ウィリアムズの示唆で夜中の 12 時で時計を止めたという ³ 。
1949 年 8 月 14 日	国家・陸・海・空調整委員会が国家防衛会議の新設に伴い廃止。
1951 年 4 月 11 日	トルーマン大統領がマッカーサーを司令官職から解任。
1951 年 4 月 16 日	マッカーサーが夫人、ホイットニー、バンカーらを伴って離日。
1951 年 4 月 17 日	衆議院でマッカーサーに対する感謝決議。

資料

マッカーサー三原則

- 1 天皇は、国家の元首の地位にある (at the head of the State)。
皇位の継承は、世襲である。
天皇の義務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。
- 2 国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。

³ ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989 年、414 頁。

いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない⁴。

3 日本の封建制度は、廃止される。

皇族を除き華族の権利は、現在生存するもの一代以上に及ばない。

華族の授与は、爾後どのような国民的または公民的な政治権力を含むものではない。

予算の型は、英国制度にならうこと。

⁴ ウィリアムズは、交戦権の放棄は幣原男爵がマッカーサーに提案したという（ジャスティン・ウィリアムズ 著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年、164頁）。